



難聴児への補聴器購入助成について(ご案内)

福岡市では、身体障害者手帳の対象とならないが聴覚障がいのある幼児・児童の方へ、補聴器購入の助成を行っております。

つきましては、下記事業内容をご確認の上、補聴器をご希望の場合は申請をお願いいたします。

◆ 対象者(以下①～③の全てに該当する者)

- ① 市内に住所を有し、身体障害者手帳(聴覚障がい)の対象とならない者(18歳未満)
- ② 身体障害者福祉法第15条に規定する指定医(聴覚障がい)からの意見書の提出があり、補聴器の装着が必要と認められる者
※15条指定医については、各区へお尋ねください。
- ③ 聴力レベルが四分法で、原則として両耳とも平均30デジベル以上の者
(意見書によって必要性が認められた場合はこの限りではない)

◆ 公費負担上限額

基準額 : 50,000円 (片耳)

※ 原則、用具の給付に要する費用の1割が自己負担となっております。

※ ただし、世帯の所得状況に応じて一定の負担上限が設定されます。

◆ 申請に必要な書類

- 1、申請書(印鑑)
※ 区役所にてお渡しいたします。
- 2、意見書
※ 区役所にてお渡しいたします。
15条指定医師(聴覚障がい)が作成したものを区役所へご持参ください。
- 3、見積書
※ 福岡市と補装具費代理受領契約を結んでいる業者から購入してください。
契約業者については、区役所にお尋ねください。

◆ 申請受付窓口

各区役所福祉・介護保険課障がい者福祉係

詳しい手続き方法などについては、お住まいの区役所担当窓口までお問い合わせください。

区役所福祉・介護保険課障がい者福祉係

東区	Tel.092-645-1067	Fax.092-631-2191
博多区	092-419-1079	092-441-1701
中央区	092-718-1100	092-715-5010
南区	092-559-5121	092-512-8811
城南区	092-833-4102	092-822-0911
早良区	092-833-4353	092-831-5723

